



証 人 調 書

(この調書は、第16回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成16年(行ウ)第68号
期 日	平成20年8月26日 午後1時00分
氏 名	高澤秀昭
年 齢	52歳
住 所	千葉県緑区おゆみ野南4丁目8-13
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上



せん
宣

せい
誓

りょうしん に したが っ て しんじつ を の 述べ、

なにごと も かく さ ず、

いつわ の 偽 り を 述べ ない こと を

ちか 誓 い ます。

氏 名 高 澤 秀 昭



速記録 (平成20年8月26日 第16回口頭弁論)

事件番号 平成16年(行ウ)第68号

証人氏名 高澤秀昭

原告ら代理人(及川)

昭和55年12月の利根川水系工事实施基本計画の改定時における千葉県の検討について聞きます。あなたの陳述書3ページによりますと、この改定は、延長180キロに及ぶ河川の計画流量が増えるという千葉県にとっては大きな関心事であったので、千葉県も何らかの形で関与していたはずですが、資料は残っていませんということのようです。こういう大事なことについて、資料が残っていないのはなぜですか。

これについては、いわゆる検討資料というのがどういう文書の保存になっていたのか分かりませんが、当時からの保存の期限は切れたということではないかと思えます。

端的に言うと、古いから捨てたということですか。

まあ、期限が切れたんで捨てたということであれば、そうではないかと思えます。

古い書類を捨てるというのは、河川課だけの扱いなんでしょうか、それとも千葉県全県の扱いなんでしょうか、全国の他県でも同じなんでしょうか。

全国の他県については分かりませんが、それぞれ県で文書規程というのがございまして、その検討のメモ等は、ちょっと保存期限何年になってるかは忘れましたが、数年というようなことになってるんじゃないかと思えます。それが過ぎれば廃棄するというようなことになってるはずでございまして。

私が伺っているのはメモじゃありませんよ。あなたの陳述書によると、一切ないということのようですから、すべて捨てたということなんですよ。

すべてということではないんですけれども、55年の・・・検討書と

というのは、正式な公文書ではないというようなことだと当時の人間が意識したんではないかと思います。

はぐらかさないでください。今聞いているのは、55年の改定のことを聞いてるんです。

55年ですよ。

はい。その資料が、あなたは残っていませんと陳述書で書いているから、一切残ってないんですかと伺っているんですよ。

その検討の資料は残っておりませんでした。

メモじゃなくて、メモ以外のものも含めてすべて残ってないということですね。

検討の資料はちょっと探せませんでした。

そういう大事な資料を捨てちゃうんですか。

文書の保存規程によって処分したんだということでございます。

保存期間何年ですか。

すみません、ちょっと・・・。

この訴訟に備えて調べたでしょう、準備してないんですか、何年なんですか。

すみません、それはちょっと、今ここではっきり・・・記憶に・・・。

準備はしてないんですか、保存期間を調べてないんですか。

どういう文書が残ってたか、残ってなかったんで分からないもので、それが何年に当たるかということも、今回、分からなかったということでございます、調べてません。

そういう重要な文書を捨てるということで、行政の継続性というのは維持できるんですか。

検討書というのがですね、ですから、ちょっと、いずれにしろないのでございますので、どんなものがあつたかも分からなければ、私は今ここで大事か大事じゃないか、どういうものがあつたかもちょっと

分かりませんので、お答えできません。

ダム事業というのは、長期間掛かるわけですよ。

今、55年の工事实施基本計画ですよ。

ええ。取っておくのが普通なんじゃないんですか。

昭和55年の工事实施基本計画については当然残っているわけでございまして、どういう検討をしたかということですよ、それは残念ながら残ってませんでした。

あなたは昭和55年9月に技術吏員として千葉県に採用されたということですよけれども、その当時にでも、後にでも結構ですよけれども、何か55年の検討について聞いてないんですか。

それについては聞いておりません。

千葉県のことを聞かれているのに、資料はありません、聞いてません。陳述書を見ると「利根川百年史」によればこうだったと、これは余りにも県の行政の担当者として無責任じゃありませんか。

昭和55年というのは、ちょうど私が県に入ったころでございますが、検討が行われたのは、「利根川百年史」によれば54年ということでございます。

百年史のことは聞いてませんので。百年史を見ないと分からないということなんですね。

現状では、残念ながらそれ以上の、検討した資料は出てきませんでした。

乙第256号証の1を示す

これは分かりますよね。

はい。

これ、この訴訟の中で千葉県が国交省に照会をかけて、それについて国交省が回答してきたという書類ですよ。よろしいですか。

はい。

4 ページを示します。4 ページを見ると、ここに、今言っていた昭和55年の改定時のことが書いてありますね。

はい。

4 ページの下から11行目の点の後、「昭和22年」、これ以降を見てください。ここには、昭和22年以降の上流部の河川改修、開発などを考慮すると、カスリーン台風が再来して、上流にダムがないという、そういう条件で流出量を検討すると、八斗島地点において、基本高水のピーク流量が毎秒2万2000立米程度となるということが書いてありますね。

はい。

同じく8ページを示します。この下から4行目ぐらいを見てください。これを見ると、今ある6個のダム、これを合計すると、洪水調節効果は毎秒1600立米程度と見込まれると書いてありますね。

はい。

ハッ場ダムができた場合の洪水調節効果はどのぐらいでしたかね。

八斗島基準点で、平均で毎秒600立方メートルということですよ。

そうすると、既存6ダムだけの洪水調節能力は、1600引く600ですから、毎秒1000立米ということになりますね。

ということになると思います。

そうすると、先ほどの55年改定計画ですと、現在カスリーン台風が来た場合、既設の6ダムの洪水調節効果を考えると、2万2000引く1000ですから、八斗島地点では毎秒2万1000トン程度の水が流れるということになりますね。

それは、計画規模で2万2000立方メートルというふうに、18年2月の河川整備基本方針で言ってます。現状と計画の流域とは状況が違っているというのが普通でございますので、それは言えないと思

ます。

そうすると、幾ら来るんですか。

それは計算されていないので分からないのではないかと思います、ほかの話で、ちょっと私も今回調べましたところ、平成17年に浸水想定を行ってますが、そのときは、現状の流域でカスリーン台風と同じ雨が降りまして、それで、現状の既設のダムで洪水調節した結果として、八斗島地点で1万6750トンと、毎秒1万6750立方メートルという数字であったと記憶しています。

今伺っているのは55年改定計画のことを聞いているわけです。55年改定計画だと、八斗島で、ダムがないとして、毎秒2万2000立米流れるということなんでしょう。今年の6月6日に国会答弁で、既設6ダムの洪水調節効果が示されているのはご存じですか。

ちょっとそれはどういうあれか分かりません。

既設6ダムの洪水調節効果が毎秒1749立米であるという答弁がなされているんですが、ご存じないですか。

これは知りません。

仮に1749立米であるとする、55年改定計画では、2万2000引く1749、毎秒2万251立米の水が八斗島地点で流れるということにならないですか。

ダムというのは、ダムの洪水調節効果が一千七百なにがしという数字がどういう条件の中で出されたのかということが問題でして、八ッ場ダムにおきましても、八ッ場ダムの基本計画策定時前、31洪水について平均を取ったのは毎秒600立方メートルということで、その1700という数字がどういう数字か示していただかなければ分かりませんので、どういう雨の状況の中で効果が出てきた数字か分かりませんので、単純に、そんな引き算を引いて出るようなものではないと言

えると思います。

ちょっと素人に分かりにくいんですけども、55年改定計画で、6ダムがないとすると、八斗島で2万2000立米が流れると言うんでしょう。

計画高水ですから、ダムとは関係ないですね。ダムが一切なくて、その計画で考えた流域条件で、計画の雨が降れば2万2000トンが来ると、これが計画基本高水でございます。

今、6ダムがあるわけですね。

はい。

6ダムの調節効果が1000なのか1749なのかはありますけれども、いずれにしても、それを差し引いた数字、2万251から2万1000立米が、今カスリーン台風が来たら八斗島地点で流れるということにならないんですか。

先ほど申しあげましたように、現在の流域状況は計画に定めている流域状況とは違うから、先ほども言ったような1万6750という数字が出てきているわけですから、今とその計画の段階というようなものをごっちゃにしては、単に足し算、引き算をすれば基準点に出てくる雨量が決まるというものではありません。

乙256号証の1の4ページを示します。これは先ほどの国交省の回答ですけども、4ページの下から11行目、これは、昭和55年の計画改定のとときに、昭和22年以降の上流部の河川改修、開発等による流出増があるため、その55年改定時の現状を考慮すると2万2000立米となったと、そう書いてあるんじゃないんですか。

上流部の河川改修、開発等による流出増があるため、その上流等の現状を考慮して計算モデルを構築するというふうに書いてございますので、これは、飽くまで計画で、河川の改修とか上流域の開発が進んだ状況で、毎秒2万2000立方メートル出てくるというような計画である

と理解しています。

現状というのは、昭和55年じゃないんですか。

ではないですね。普通、計画では、千葉県なんかでもそうですが、計画を立てるときに、そのときの現状で計画を立てたら、1年後、2年後、特に昭和55年以降は、流域の開発とか河川の改修が進んでますので、それはある程度計画ということで、これは県の場合ですけど、人口の動向とか、それから流域の開発状況等を見込んで立てるといふようなことは、普通、河川計画を立てる上でやられておりますので、ちょっとその辺は、国のほうはあれでございますが、そういうものであるというふうに私は理解してます。

現状と書いてあるんですよ。

現状を考慮してモデルを構築と書いてございますね。現状を考慮してモデルを構築ということだと思います。

現状を考慮して、いつ2万2000トンが流れると言うんですか。

それは、計画の流域状況になったときということでございますので、ちょっとそれについては、私、そこまで、すみません、ちょっとここでは分からないんで、分かりません。

だって、あなたは千葉県の治水を担当していて、国交省との折衝もやられているわけでしょう。55年の計画のときに想定した2万2000立米というのが、いつそうなるかというのが分からないんですか。

これは、ある程度想定というのがあったと思いますが、それはここでは分かりません。

調べれば分かるんですか。

それは国のほうに伺ってみれば分かると思います。

国から聞いたことあるんですか。

私はありません。

今まで聞いたことがないんですか。

ないです。私はありません。

昭和55年の計画ですよ。

ありません。

そうすると、いつ2万2000立米が来るか分からないにもかかわらず、立てている計画ということなんですね。

これは県の場合ですが、それなりの、人口の増、あるいは開発面積の増等を考えて、流域状況を考慮して立てるとのこと……。

私の質問は、いつか分からないんですねと聞いてるんですよ。いつか分からないにもかかわらず立てた計画なんですねと聞いてるんです。

すみません、私が知らないだけで、国のほうは分かっているはずでございます。

八斗島にいつ2万2000立米が来るのかも分からない計画であると、イエスなんですかノーなんですか。

私は、すみません、知らないということでございます。今、ここでは答えられないということでございます。計画そのものが分からないとかそういうことではなくて、私が、すみません、ここでは分かりません。

国に聞けば分かることなんですね。

じゃないかと思えます。

あなたは国から聞いたことがないということですね。

すみません、ありません。

昭和61年7月の八ッ場ダム基本計画策定時のことについてお聞きします。

あなたの陳述書によると、これも検討資料が残っていないということですが、これも捨てたんですか。

メモ程度は残っておりますが、先ほどから言っておりますが、いわゆ

る検討資料というのは、担当、あるいはその上司が作成する資料でございまして、それがメモとして残ってはいますが、それはいわゆる公文書とは言えないようなものでございます。

あなたは、陳述書に検討資料が残ってないと書いてあるんですよ。

だから残ってはおりません。

今、メモあると言ったでしょう。

外に出すような検討資料は残っておりません。

メモは残っているけど、検討資料は残ってないというのはちょっと理解できないんですけれども。

メモというのは、何というんですかね・・・。

重要でないメモが残っているのに、それ以上の公式な検討資料が残ってないというのは考えられないんですけれども、そういうことなんですか。イエスカノーか。

検討資料は、そういう意味では残ってはおりません。そこに書いてあるとおりでございます。

メモは残っているけれども・・・。

メモと・・・ちょっと私も・・・。

今、あなた、メモ残ってると言ったでしょう、自分で。

はい。

御自分でおっしゃいましたね。

はい。

メモは残っているんですね。

メモみたいなものは残っておりました。

それ出してください。出せないんですか。

いや、そんなことはないです。出せます。

じゃあ、出してください。出していただけるということによろしいですね。

じゃあ、それは。

お約束ということで。

61年のですよ。

今回、尋問事項をお送りしまして、節目が幾つかありますね。

はい。

計画改定とか、八ッ場ダム計画策定とか、その後の変更とか、尋問事項が幾つかありますね。それごとに残っている資料は全部お出しいただきたいんですけども、それはできないですか。

今回、基本的にお出ししたというふうに考えております。

いや、まだ出してないのがあるようだからお願いしてるんですけども。

まあ、あんまりいたずら書きみたいなものを出すのもどうかという気はしたもんですから。

いたずら書きは残ってるけど、資料は残ってないということなんですか。

いたずら書きというんじゃないんですけど、ペーパーのわきにちよつと書いたような、そういうところを読むということでございますので。

じゃあ、ペーパーが残ってるということじゃないですか。

いや、ちょっと、今言ったメモについてはお出しするということで。

本件に関連する、メモでも結構です。すべての資料をお出しいただけるということでよろしいですね。

関係する資料は、今日の段階で、本日、基本的に今全部出しておりますので、それですべてということでございます。

堂々巡りになってますけど、だって、メモがあるとおっしゃって、それを出すと先ほどお約束されたから、ほかのものも出してくださいということなんですよ。

被告ら代理人

異議がございます。出すか出さないかは被告の権限でございまして、証人の

権限でございません。したがって、その辺りで止めていただけませんかでしょうか。

原告ら代理人（及川）

あなたの陳述書によると、八ッ場ダムはカスリーン台風のような降雨パターンに対処するためのものではないということですね。

はい。

カスリーン台風のような降雨があった場合には、どうやって千葉県民の命と生活を守るんですか。

上流ダム群、すべての河川計画においてそうですけれども、カスリーン台風するときにはほかの上流ダム群によって洪水調節を行って、それで出てくる雨量を中下流の調整地、あるいは堤防によって守るということでございます。

（以上 佐々木 幸子）

ということは、論理からすると、今、カスリーン台風が来ると、八ッ場ダムがなくても大丈夫だということなんですね。

カスリーン台風については、八ッ場ダムの上流域にほとんど雨が降っておりませんので。

カスリーン台風が来た場合には、八ッ場ダムがなくても千葉県民の命と生活は守れるということですね。

全然そんなはずはないわけございまして、カスリーン台風によって出てくる洪水流量は、平成17年の浸水想定では1万6750と言っているんですけど、現在、千葉県の利根川下流の流下能力、それから江戸川の流下能力等を考えたって、到底守れるものではありません。大氾濫が起きることは間違いないわけでございます。それは八ッ場ダムの有無と関連付けるような問題ではないということでございます。

あなたの陳述書によると、八ッ場ダムは他のダム群等の洪水調節施設とあいまって千葉県に大きな治水効果をもたらすということですが、ということは、ほかのダム群等の洪水調節施設がなければ、八ッ場ダムにより千葉県が受ける治水上の利益というのは限定的になるんじゃないですか。

いろいろな洪水パターンがありますので。八斗島上流には、奥利根の上流域と吾妻川の上流域と烏川、神流川の流域がございまして、その流域にそれぞれダム群を配置することによって、いろいろなパターンの雨に対して洪水流出を調節することができるというのが利根川の治水計画でございまして。

端的にお答えください。他のダム群の洪水調節施設がない場合には、八ッ場ダムにより受ける千葉県の利益は限定的になると考えていいんですね。

上流ダム群全部と八ッ場ダムを比べれば、それは・・・そういう言い方をしているのかちょっと私には分かりませんが、今私が言ったとおり、いろいろなパターンの洪水に対して、下流都県として県民の生命・財産を守るためには、いろいろな流域にダムを配置してもらうことが必要だと考えるわけでございます。

ダムを何個造ればいいわけですか。

何個造ればいいというのはあれでございしますが、今の河川整備基本方針では、上流ダム群等により毎秒5500立方メートルを洪水調節するということになっていますので、その計画に見合ったものを造れば。千葉県の担当者として、千葉県民の命と生活を守るために何個のダムを造らなければいけないと認識されているのかと伺っているのです。

それは、毎秒5500立方メートルの洪水を調整するという能力で、まあ、いろいろな方法があるでしょうから、何個ということについては、ここではちょっと答えられない質問だと思います。

国に対して何個必要だという話をしたことはないですか。

そういう、何個という話はしたことがありません。

国から聞いたことありますか。

それもございません。

八ッ場ダム以降に利根川に設けられるダムの計画は聞いてますか。

私は聞いていません。

それ以降、ダム計画がないということですか。

そういうことではないと思います。それについてはまだ公表されていないし、毎秒5500立方メートルはいろんな方法で、八斗島上流域の河道の状況とか、河道処理とかいろんな方法があると思いますので、いろんな方法を使って洪水調節を可能とすると。

私はダム計画のことを聞いているんですよ。

ダム計画については、皆さんがご存じないとおり、私も存じ上げません。今は公表されてますから、新しいダム計画が上がれば皆さんも知っているし、私も知っているし。なければ知らないということだと思います。

すると、あなたは千葉県的一般の県民レベルでしか知識がないとおっしゃるんですか。

今、行政はすべてオープンですから、そんな秘密のダム計画なんてのは、それはちょっと私は分かりませんが、多分そういう意味で言ったんでございまして、逆に取られるとちょっと心外でございます。

平成18年2月の利根川水系河川整備基本方針では、利根川放水路の計画が毎秒3000立米から、印旛沼経由で毎秒1000立米と縮小されてますね。

はい。

縮小したとしても、それは可能なんですか。

どういうことですか。洪水の高水の処理が、ということですか。

そうですね。

それは、更に河道の掘削を深めて利根川下流に流せるということと、それから江戸川についても、松戸の7000トンというのは変わっていないんですが、流せるということで計画を出したと。

利根川放水路のことを聞いています。

利根川放水路は、利根川下流、小貝川合流点より下流で東京湾に流すというものですから、それが3000トンから1000トンになったということは、利根川下流の流量がそれだけ増えるということになるわけでございますので、それが断面等を検討した結果、流せるということで、そういう計画変更になったということだと思います。

そういうふうに国から聞いているということですか。

そうですね。

今回の訴訟に出している甲B第34号証は印旛沼開発についてのパンフレットですが、そこに、印旛沼は今でも、「大雨が降ると“あばれ沼”の面影を現しはじめます。」という記載があつて、今でも印旛沼の治水については苦勞されているようですが、そういう状況で1000立米流すというのは可能なんですか。

現状で流すということではなくて、それなりの施設整備をするということとやるということだと理解しています。

だれが、いつ、施設整備するんですか。

それは、まだ発表されてませんが、今後の国と千葉県の間で整備計画が発表された後の協議になるというふうに考えております。

オープンにされる前の話は、具体的に国から聞いてないですか。

それはまだ聞いておりません。

オープンにされないと、あなたも分からないということですか。

今は非常にそういう時代であると思います。

イエスかノーかを聞いています。

現状では、どういう計画かは、まだ国のほうから詳しく聞いておりません。

県民にオープンにされた時点でないと、印旛沼経由の放水路についても可能かどうかあなたとしては分からないということですね。

可能かどうかということではなくて、詳細な工法を知っているかということでしたので、それについては分からないということでございます。

平成13年度八ッ場ダム計画が第1回変更されていますね。

はい。

この変更時について、あなたの陳述書によると、「合同調査や庁内の検討会などはありませんでしたが、」、「工期の延長はやむをえないという判断となりました。」と書いてありますが、だれが、いつ、どこで、そういう判断をしたんですか。

これは担当課のほうで判断いたしました。当然、基本計画については、特定多目的ダム法により、知事が国から聞かれたときは議会の議決を受けて答えることになっていますので、議会の議決を受けるために議会に提案する起案文というのがございまして、その起案の中に、こういうことでありやむを得ないということが書かれているわけでございます。

起案文はあるんですね。

起案文はございます。

この訴訟にはまだ出してないということですね。

出していません。

工期が10年も延長になった理由は何だと、千葉県は判断したんですか。

いわゆる用地補償の調査が遅れて、そういう補償の調査が遅れたということで、やむを得ないというふうに判断したということでございます。

す。

そのやむを得ないという理由は何だと、千葉県は判断しているんですか。

状況を見ても、平成12年度当時でございますが、まだ工事がそんなに進んでいる状況じゃないわけで、補償している最中ございまして、それがそのままの工期で終わるとは思えないという判断をしたんだと思います。

国から言われたことを、そのままのんでいるわけじゃないんですか。

そういうことではないと思います。その説明についてはいろいろ考えたとは思いますが、現状を見ればやむを得ないと、そういう判断だったと思います。

10年も延長になって、千葉県としては困らないんですか。

非常にそれは大変困ります。

困るんですよね。

早くできることを、県としては当然要望しているわけでございます。困らないんですかと聞いているんですから、はいかいいえで結構です。

はい。

困るのに、合同調査や庁内の検討もしていないということですね。

13年のときには、しておりません。

それで県民の命や生活を守れるんですか。

当時の状況から、やむを得ないと判断したということでございます。

国に文句は言ったんでしょうね。

・・・そういう記録は残っていないと思います。

10年も延長になって事業費は変わらないという裏付けは何だと、千葉県は判断したんですか。

それについてはちょっと、記録というかそういうものがないので、この場ではお答えできません。

それで、結局、後の第2回変更で事業費倍増ということになっているんですよ。

はい。

その後更に第3回延長で、また工事が5年間延長となっていますね。そういう体たらくでは、八ッ場ダム計画の第1回変更について千葉県が行った調査、検討は間違っていたと言われても、しょうがないんじゃないですか。

13年のときの調査、検討ということですか。

はい。

まあ、当時の状況ではやむを得ないと判断したというふうに聞いているところでございます。

13年は、あなたは河川課にいますよね。

私は都市河川課でございまして、そのときは、八ッ場ダムは河川海岸課のほうでやっております、私はその業務には直接担当としてはかかわっておりませんでしたので、詳しいことは存じておりません。

同じ課だけれども。

違う課でございます。河川海岸課と都市河川課でございます。

平成16年9月の八ッ場ダム基本計画第2回変更について伺います。1都5県の合同調査チームとは、どこのだれにより、いつ、構成されたのですか。

1都5県が集まりまして構成したものでございます。

担当していたのはどこですか。

私は担当課におりませんでしたので、その調査事務には加わっておりません。1都5県がどのようなチームで調査したのかは、今ここで資料がございませんので、ここでは分かりません。

資料はあるんですか。

あります。

この裁判には、まだ出してないということですね。

出してないです。

出さない理由は何ですか。

今回、その結論的な部分は出しましたので、それをまとめて今回提出したということです。

あなたは証人だけれども、県の指定代理人でもあるでしょう。そうですね。

はい。

出さない理由は何ですか。県民には知らせないということ。

いや、結論をちゃんと示していますので、それでいいんじゃないかと。2110億円から4600億円に事業費が倍増したのがやむを得ない理由の一つとして、2110億円という事業費が机上で算出されたもので、精査していない数字であるからということが挙げられてますね。

詳しい調査をしていないというふうなことだと思います。

すると、千葉県はそういう机上算出で精査もしていない事業費を前提として八ッ場ダム事業への参加を決めたと、そういうことですね。

すべての事業は、当初は、地元の関係等もございますので、計画を立てるときは、過去の同規模の事業とか、その計画を立てた段階での単価とか、そういうものを考えて。

当否を聞いているんじゃないなくて、イエスカノーか聞いているんです。

ですから、計画というのは、ある程度分からない、細かい調査が終わらずに立てるのが普通でございますので。反対している人もいれば、例えば補償物件まで1件1件そういう調査はできませんので、それを以前の状況で立てるとというのが普通の計画でございますので、それについてはそういうものであるということございます。

良いか悪いかを聞いているわけではなくて、そういう状況で参加されたということはいいいわけですね。

それが、すべてそういう状況で参加するということございます。

ただね、2110億円から4600億円ですよ。1割増えましたとかそういう話じゃないんですよ。これはもう、ちょっと机上の計算が、資料が足りなくてできませんでしたというレベルを超えているんじゃないですか。

それについては当時の調査チームが調べて、結論はその陳述書にも書いてございますが、詳しい調査ができなくて、現地の精査をした結果、それから補償基準、これについては地元の人と妥結した結果、まあこれについてはちゃんと定めた基準の中に収まっているということ。それから更に新しい工法とか新技術で550億円の節減をしたが4600億円になったというふうなことであったということであります。

程度があるでしょう。いい加減な数字でだましたんじゃないのと、そういう文句を県のほうでは国に言ってないんですか。

1都5県で調査した結果が、今、申し上げたことですので。そういうことでございます。

研究会のまとめによると、「直轄負担金については、今後両ダムの負担額の増に対し、他の河川事業を減額するなどして、本件への毎年度の負担額が増加しないよう要請することとする。」と、乙第329号証に書いてあります。ということは、八ッ場ダムの負担が増えていることによって、他の河川事業費、例えば堤防についての事業費などが減額されているということなんですね。

県の負担額というのは、それなりの限度がございますので、限度を超えるような負担額があるのはつらいと、そういう意味での要請でございます。

だから、八ッ場ダムの負担が増えて、それで河川事業費は圧迫されているんでしょう。イエスかノーか。

八ッ場ダムの事業費が増えるということは事実でございます。

それで河川事業費が減っているというのも事実ですね。

まあ、その年についてはそういうことになると思います。

その年だけなんですか。

八ッ場ダムが完成すれば、その後はなくなるわけですから。

八ッ場ダムが完成するまでは、結局、河川事業費が圧迫されるということになるわけですね。

平成27年に完成するわけですから、あと六、七年ですか。

あと六、七年は、八ッ場ダムの事業費のために河川事業費が圧迫されて堤防の整備が進まない。そういう状況もあり得るということですね。

それは程度問題でございますか。はい。

あり得るということですね。

必要な事業は、県としても当然実施すると。それは直轄の事業でございますが、実施してもらおうというふうに要望するとは思いますが、ほかの部分で。

イエスカノーかでお答えください。

そんなに簡単にイエスカノーかで答えられない問題ですから、説明させていただいているわけです。必要ところはやるけれども、必要でない部分はできる限り抑えてくれと、そういう要請でございます。

ということは、もともと必要でないことを要求しているということですか。

今の、必要でないということは撤回します。急ぐものについてはやりますが、後回しして何とかそれでも大丈夫なようなものについてはという、そういうふうなことでございます。

現在手続中の八ッ場ダム基本計画第3回変更について伺います。1都5県の合同調査チームでは、工期が5年延長になること、それにもかかわらず事業費が増額されないことを確認したということですが、再度の延長にもかかわらず工期の延長が5年で済む、その裏付けは何ですか。10年で駄目だったんでしょ。で、今度5年ですよと言われて、それは確かに5年で大丈夫な

んでしょうかという質問です。

一応現地調査チームは、残っている工事の量、今発注している工事の量、それから工程表等をチェックしまして、27年度で完了するということを確認してきたという報告になっております。

10年延長と言われて、はい、分かりましたと言って、また延長しますという話でしょう。そんなに簡単に、そうですかという話になるんですか。

去年の調査ですが、そのときは確認したということでございます。

どういう資料で確認したんですか。

残っている工事の量と、それから発注計画等を突き合わせて、27年度で終わるということを確認したと。

机上で計算したということですか。

机上という言い方が正しいかは分かりませんが、実際にやってみるということではできませんので、そういう意味では机上ではございますが、それなりの根拠を持って計算したということだと思います。

5年延長にもかかわらず事業費増額がないと。この裏付けの資料は何かあるんですか。

これも現場で、残りの工事費について確認して、総事業費内で収まると。工期が延びるわけですから、当然増えるところは必ずあるわけなんです。その分、新工法の技術の導入とか、地盤が良くなったので堤体の高さが少し低くなったとか、そういういろいろな新しい知見によって得られた技術とか工法によって事業費を削減することによって、16年のときにした変更で収まるということを確認したというふうに聞いております。

国から出された資料、国から出された計算式を検算したという意味ですか。

それはいろいろな質問をしているようでございますので。国から出された資料だけではなくて、1都5県でそれなりの質問をしたというふ

うなお話は聞いています。

県の指定代理人として、その資料を今後訴訟に出す御意思はありますか。

結論を出しておりますので、その資料については。

出していただけない。

特に出す必要はないんじゃないかというふうには思いますが。1都5県でやっていますので、そういうふうを考えて、今回、一応結論を出した資料をお出ししたということでございます。

第1回変更で工期のみが延長された。第2回変更では事業費が倍増された。

第3回は、また工期のみの延長であると言われていた。

はい。

こういう経緯を見ていると、第4回変更でまた工事費増額ですよということがあり得そうですが、これは大丈夫ですか。

これはないというふうに聞いています。

であれば、こういう資料があるから、こういうふうに検討したから県民の皆さん大丈夫ですと、資料を出すべきじゃないですか。結果だけ示して、国が言っているから大丈夫なんだ、県が言っているから大丈夫なんだ、じゃ、県民が納得しないじゃないですか。

同じような資料は、国のほうからもコスト縮減の開示をやってまして、ホームページで発表されておりますので、その要旨は国のほうから発表されている資料で発表されていると。

それでいいんですか。千葉県民は、千葉県がどういうふうにやってくれたのかということを知りたがっているわけですよ。

1都5県でやったということでございます。

千葉県も入っているでしょう。

入っております。

八ッ場ダム計画が結局15年も延長になっていることからしますと、現状の

国の治水計画は千葉県にとって危険であると言わざるを得ないんじゃないですか。

ちょっと質問の意味が分かりません。

八ッ場ダムができる時期が10年延長になりました、で、また5年延長になりましたという話でしょう。それは千葉県にとって危険な計画ではないんですか。だって、できないと大雨が降ったときに洪水が来るかもしれないんでしょう。

そのとおりでございます。ですから、今回の変更にあたっては、議会のほうでも、工期の厳守、コスト縮減による更なる削減という意見を付して回答したところでございます。

河川法第63条の「著しく利益を受ける場合」、これについて国交省から千葉県が説明を受けたことがあるかという尋問事項を出させていただいたのですが、陳述書を読んでもよく分からないのですが、そういう説明を国交省から受けたことはないんですね。

昭和61年のときに、八ッ場ダムについては八斗島基準点で基本高水のピーク流量のうち毎秒600トン削減する効果があり、もって下流の洪水被害を軽減するという説明を受けておりまして、またその後も同等の説明を受けているところでございまして、これは千葉県にとって著しい利益であるというふうに千葉県は考えているところでございます。

いつ説明を受けたんですか、61年以外に。

ちょっとそれは、今ここで資料を持っておりませんので。

それも資料があるんですね。

今となつてはすべて河川整備基本方針の、例えば参考資料の中などにも書かれているんじゃないかと思ひますし、ホームページで公表になっている中に・・・。

国交省から千葉県が「著しく利益を受ける場合」について説明を受けた資料が、昭和61年以降にもあるということなんですね。

多分あると思います。600トンの資料については、何回か折にふれて受けていると思います。

その資料もこの訴訟には出ていませんね。

出ていると思いますけど。

すべて出していますか。

パンフレットとか、それから河川整備基本方針の小委員会とか、そういうもので出た資料をすべて出すということはしておりませんで、代表的な資料は出しているということでございます。すべて出すというと、ちょっと膨大な量になってしまうかと思っておりますので。別に隠しているとかそういうわけではなくて、事実を示したものはお出ししているというふうに考えています。

求めれば出していただけるということですね。

あるものについては出せると思います。

先ほどの大野県会議員の尋問の中でありましたが、佐藤河川整備課長というのはあなたの上司ですか。

私は今年の4月1日で河川整備課に来ましたが、佐藤課長は4月1日付けで異動しております。

前の上司。

前の上司でございます。

その佐藤さんが県の予算委員会で、千葉県は八ッ場ダムの治水効果を算出していないと発言していたようですけれども、それは事実なんですね。

議事録に残っているんだとすれば、そういう発言があったんだと思いますが。

発言があったかどうかではなくて、千葉県は八ッ場ダムの治水効果を算出し

ていないということは事実なんですね。

佐藤課長が答えたのは、金額的な中の話であったんじゃないかと、私、記憶しておりますので。金額については再評価が行われまして、治水の効果は、正確な数字はあれですが、昨年末だったかに行われた国の再評価で、治水の効果は8405件でしたか、ちょっとはっきりした数字は忘れましたが、出ていますので。

千葉県で、ですか。

いや、全体です。

千葉県が、と言っているじゃないですか。

千葉県がそのうちの幾つかということは、千葉県は算出していないと、そのような答えであったかと思います。

だから、千葉県が独自に算出していないということですね。

はい、それはしておりません。

被告ら代理人

基本高水のピーク流量の2万2000という概念、これは計画の話で、ある意味では想像の産物のようなものなんでしょう。

まあ計画上の話でございます。

カスリーン台風と同じ雨量が八斗島上流地点に降った場合において、蒸発したような場合を除いて、そのまま水が流れてきた場合に何トン流れてくるかと、こういう概念でしょう。

いわゆる上流域で降った場合。そういうことでございます。

だから、ある意味では計画の話ですね。

はい。

乙第325号証を示す

9ページを見てください。利根川水系の浸水想定区域図の公表の話が出ていますね。

そういう想定ですね。

はい。

2万2000というのと、1万6750というのは、そもそも基礎が全く違うんですね。

そのとおりでございます。

甲第32号証を示す

この朝日新聞の新聞記事を見ると、「『カスリーン台風』備えるはずが八ッ場ダム効果なし」と書いてあります。これを読まれて、どう思われますか。

カスリーン台風は、八ッ場ダムが予定されている上流には降っておりませんで、下流に大きな雨が降っています。いろいろなパターンの雨がありますので、実際にカスリーン台風と全く同じ雨が降った場合に八ッ場ダムは効果がないというのは、これはしようがないというか事実でございます。

地域分布でしょう。

はい。

乙第256号証の2を示す

参考文献⑪の3ページを見てください。上の図の左側が、カスリーン台風の降雨の図面ですね。

はい。

八ッ場ダムよりも下のほうに降ったのね。

はい。

カスリーン台風というのは、基本高水ピーク流量の計算の基礎にはなっていませんね。

なっています。

八ッ場ダムを造る理由にはなっているんですか。

計画というのは、一つの雨で、利根川、立てておりませんで、いろい

ろなパターンの雨を想定して、それで計画規模にして流して、カスリーン台風そのものの実降雨もそのモデルの中で流して、基本高水を決めております。ですから。

端的に、八ッ場ダムはカスリーン台風のような地域分布に備えるために造ったものじゃないでしょう。

そのとおりでございます。カスリーン台風のために造るものではありません。

甲32号証のような書き方をされますと、非常にミスリーディングですね。

朝日新聞はこういう書き方をしていますが、ほかの新聞は違う書き方をしたのもあったかと思えます。その辺は最初から分かっていることで、こういう資料で既に公表されていることですから、知っている人は知っていたということでございます。

この参考文献⑩の3ページを見れば、カスリーン台風のような地域分布の台風とは、八ッ場ダムは関係ないですね。

そのとおりです。

今、2万2000立方メートル毎秒のうち、5500立方メートル毎秒を上流でカットする予定になっていますね。

はい。

乙第256号証の1を示す

8ページ、9ページを見てください。その予定の手段なんですけど、ここに書いてあるのが国土交通省の考え方ですか。

そのとおりでございます。

先ほど原告代理人から、あとダムを幾つ造るんだというような趣旨のお話がありましたけど、そのダムの話は9ページの⑤かな。

そうですね、③、④、⑤辺りに書いてあります。

新しいダムというのに対応するという議論だとすれば、⑤のところ当たり

ますか。

そうですね。

(以上 高橋 まり子)

八ッ場ダムのために、河川改修費が圧迫されているのではないかという御質問がありました。それに対して、必要性のあるものから出していくという、そんなようなお答えでしたかね。

はい。八ッ場ダムのピークを迎えるときは、どうしても県が払える負担金の限度がありますので、そういう意味で、緊急性の高いもの、やらなきゃならないものはやると。ただ、そうでないものは、翌年回しとか、少し平準化するようなことをお願いするというような、そういう意味で先ほどお話ししました。

予算が少ないですから、順位でもって決まっていくわけでしょう。

そういうことでございます。

八ッ場ダムは、割合高い位置付けなんですか。早くやらなきゃならないと。

八ッ場ダムは、千葉県に対する治水効果が非常に大きいものでございますので、それに、堤防はその1か所しかできませんけど、ダムは180キロ全線にわたって、千葉県全線にわたって効果があるわけなんですよ。だから、堤防を直すのはその1か所しか効果がありませんが、ダムが完成すれば、千葉県全域の安全度が上がるわけですから、これは非常に重要な施設であると千葉県では認識しております。

乙第325号証を示す

8ページ以下に、あなたの言われた治水効果が詳しく書いてありますね。

はい。

計算してないのかというような御質問がありましたけれども、それに対してはどうですか。

ここにも書いてございますが、例えばダムで貯留される洪水の量を申

しますと、6500万トンという量でございますが、6500万トンは、65平方キロにわたる地域が水深1メートルでためられる量とちょうど同じでございます。江戸川沿線の松戸市は、市の面積が61平方キロということで、松戸市全域に1メートルたまるくらいの水の量を八ッ場ダムは貯留できるということで、非常に洪水貯留効果は大きいというふうに県では考えているわけでございます。

国土交通省から説明を受けたことがあるのかと、そういうお話がありました。何だかはっきりしなかったんだけど、そこはどういうことなんですか。例えば、今おっしゃった毎秒600立方メートル、又は貯留量としては6500万立方メートル、こういうことは年がら年じゅう聞いているんじゃないの。

毎秒600立方メートルの洪水の調節につきましては、昭和61年のときに聞いておりますし、6500万立方メートルというのは、基本計画そのものにはっきり明示されているものでございますので、これは当然だれもが知っている量でございます。

600とか、6500万立方メートルとか、そんなことをいちいち国土交通省からお聞きしなくたって、分かり切った話ですね。

全くそのとおりだと思います。

あなたの陳述書に、地球温暖化のことが書いてありました。今、200分の1の確率、つまり200年に1回の洪水に対処する計画で計画は進んでいますね。温暖化によると、どのくらいのことになってしまうのでしょうか。

これは社会資本整備審議会から6月に答申が出されておりますが、その中でいろんなシミュレーションをやっているわけですが、そのシミュレーションの一つの結果として、日最大の降雨量が、100年後に今の1.1倍になると。今の1.1倍になれば、今、200分の1で計画している安全度は、90分の1から120分の1になってしまうというような記述があります。

地球温暖化というのは、雨が降るだけじゃないでしょう。すごく降らなかつたり、降ったり、その差が激しいということなんじゃないですか。

今年もそういう事故が幾つか起きておりますが、全く痛ましい限りでございますが、温暖化によって予測されているのは、非常に雨が大きく降るときと砂漠化、そういうものが差が激しくなるということで、大きく降る回数も増えるし、降らないということもあるということで、洪水対策だけじゃなくて、渇水の恐れも増えるというようなことは言われているところでございます。

100分の1というと、100年に1回ですから、安全度は半分になっちゃうということかな。

半分になってしまいます。

次に、天然のダムという話がよく出てくるんですね。吾妻溪谷で水が流れてくると、そこでタイムラグが生まれるじゃないかと。したがって、それがあから、ダムは造る必要ないんだと、あるいはダムの効果は大したことないと、要旨はこのような御主張だと思うんですけども、証人から見て、それはどういうふうに思われますか。

これは、八ッ場ダム工事事務所のほうでも説明しておりますが、吾妻溪谷については、河床勾配が急であって、そのような働きは期待できないというふうに言っているところでございます。

原告ら代理人（廣田）

あなたは、八ッ場ダム工事事務所のホームページが設けられていることはご存じですか。

知ってます。

御覧になったことはありますか。

あります。

そのホームページで、カスリーン台風と同じ降雨があった場合、八斗島地点

では毎秒2万2000立米流れると予想されます、という文章になっていま
すね。

はい、そのとおりです。

そのとおりですか。今私が読み上げたような内容のホームページの文書にな
っているということは、よろしいんですか。

すみません、ちょっとそれは、今、ホームページは見れませんが、ホ
ームページの文章は記憶しておりません。

あなたはホームページを御覧になったと言うから、記憶があるかなと思って
聞いたんですけれども。

すみません、細かい数字まで記憶ございません。

そのホームページを見ますと、趣旨として、カスリーン台風と同じ降雨があ
った場合、八斗島地点では2万2000立米が流れると予想されます、こう
書いてあります。あなたの御記憶としてはいかがですか。このように書いて
あるかどうか、記憶ははっきりしない。

それははっきりしません。

では、仮定の問題としてお尋ねしますが、仮にこのようにホームページに書
いてあるとすれば、あなたの判断からすると、このホームページの記載は間
違いということになりますか。

河川整備基本方針、平成18年2月に定まった中で。

今のような記載は間違いですか、間違いではありませんか。

基本高水ピーク流量として2万2000立方メートルというのは、そ
ういう事実は基本方針に書いてあるとおります。

カスリーン台風と同じ降雨があった場合、八斗島地点では2万2000立米
が流れると予想されますと。

そういうふうにホームページに書いてあるんですか。

書いてあるんですよ。

では、それはそういう書き方もできると思います。

そういう書き方もできる。

はい。すべて正確に細かく言えば、河川整備基本方針に書いてあるとおりだと思っうんですよ。

このホームページ、今私が読み上げた中身は、先ほどの伴先生の質問に対するお答えと矛盾はないんですか。

ホームページにそう書いてあるということは、それは間違いないですよね。

あなた自身、先ほど伴先生の質問にお答えになっておりましたお答えと、このホームページの記載とは、矛盾があると思いますか、思いませんか。

矛盾はないと思います。

原告ら代理人（廣瀬）

先ほど、18年度の震災地域図を見ながら発言されましたね。これは、カスリーン台風と同じような台風が来た場合に、どの地域に浸水するかということが書いてあるんだという説明でしたね。一方、あなたの証言の中で、八ッ場ダムは、カスリーン台風のようなパターンの台風にはほとんど効果がないということも話されましたね。

（うなずく）

そうすると、この浸水地域図というのは、今回の八ッ場ダムの増額を検討するについて、あるいは今現在の改定作業の検討に、どのような影響があるんですか。

浸水想定区域は、17年に、こういうあふれる恐れがあるよというために、それで市町村はハザードマップを作成して、避難所とかを造るために作った図面であります。全く違う目的のために作成した図面ですから、それと今回の八ッ場ダムの効果、事業費の変更、治水効果、全く違う話を結び付けていることを、先ほどから私が申し上げてます

とおりに、違う条件で計算しているわけですから、その辺を御理解いただきたいと思います。

今話があった、八ッ場の今回の変更等について、同意するかどうかも含めて、知事の意見を求められますね。

はい。

そのときに、今やっている八ッ場ダム建設が、千葉県にとって著しい利益があるかどうか問題ですね。これはあなたも分かるでしょう。

はい。

八ッ場ダムの計画変更について、千葉県が受ける著しい利益の具体的な内容は、どういうことなんですか。今の浸水とは関係ないんでしょう。

千葉県は、北西部は江戸川、北部は利根川、総指定延長が180キロございます。八ッ場ダムも含めまして上流ダムができれば、その洪水の水位、洪水流量が低減される。これは、八斗島地点で毎秒600立方メートルと言っているわけでございます。

カスリーン台風、31パターンないしは29パターンの台風、暴風雨をもって、計画で2万2000とやったんだということは分かりました。それは前提なんですよ。ただ、そういうカスリーン台風で、さっき示した浸水地図で、こんなにいっぱい浸水するんだと、いかにもこれは危険だ、だから今回八ッ場は必要だと言わんばかりの証言をされたので、それは今回の八ッ場ダムの建設とは直接は関係がないでしょうということを言っているんですよ。それはどうですか。まず、そうかどうかだけ、イエスカノーかで教えてください。

そんな簡単に答えられる問題ではないです。1万6750立方メートルが毎秒出てくる洪水というのは、カスリーンでもそうですけど、ほかのパターンでも出てくるわけです。だから、その一つの現象と八ッ場ダムを結び付けて、八ッ場ダムをカスリーンと結び付けて必要ないと言うことは、非常に危険なことですよ。関係ないのを持ってきて必

要ないからと言われちゃ、八ッ場ダムの上流に雨が降ったときに、それが責任を取るんですか。

カスリーン台風による浸水地域図はあるけど、ほかの、今言った利根川全域のいろんなパターンの浸水地域図はあるんですか、ないんですか。

それはないと思います。

それは県としても見たことないですか。

ないです。

それは当然検討したことないですね。

浸水地域図は国が作ったものでして、県で作れるものではありません。千葉県が八ッ場ダムの建設費用を出すか出さないか、八ッ場ダムの建設によって千葉県が著しい利益を受けるかどうか、これが今問題になっているんです。それは分かりますか。

分かります。

その中で、浸水の話は八ッ場ダムの建設は直接は関係ない、ほかのパターンかもしれないし、大雨が降れば浸水するから、八ッ場はどれだけ効果があるかどうか分からないけど、全体で被害を受けるから、だから必要なんだという趣旨のように聞こえるんですけど、それでいいんですかと聞いているんです。

その違いを言うことが、私にはよく分からないんですね。河川整備基本方針でも、カスリーン台風でも2万2000トン、いろんなパターンを降らせた総合確率法による200分の1の洪水流量も約2万2000トンということで、どちらも同じだと言っているんです。

原告ら代理人（島田）

あなたは、反対尋問の中で、八ッ場ダムが、堤防を置くよりも比較的優先順位が高いとおっしゃいましたね。

私はそういうつもりでは言っておりません。

そういう証言はしていない。

はい。

私の記憶ですと、堤防というのはその場所しか守れない、それに比べてダムというのは総延長180キロすべてを守れる、だからダムというのは優先順位が高いんだとあなたは証言したと記憶するんですが、私の記憶は間違ってますか。

私は、そういう事実があることは申しましたけど。

じゃあ、そういうことはおっしゃったわけですね。

ダムと堤防は、多分事業費の中で私は言ったと思ひまして、千葉県にとって負担できる金額は、予算上、上限があるものですから、その中で八ッ場ダムが増えるときには、年度をずらしてどちらの整備もしてもらいたいと、そういう意味で言ったのであって、ダムが全体にきくのも事実ですし、堤防は1点しかきかないのも事実でございます。

あなたは先ほどそういう証言をしたとして、でも、堤防を造っておけば、カスリーン台風には対応できますよね。はいかいいえでお答えください。

できないです。

無理なんですか。

できません。

堤防を造っても、全く役に立たないんですか。

できません。

八ッ場ダムを造ったら、役に立つんですか。

少しは役に立ちます。

堤防は少しも役に立たないんですか。

堤防も少しは役に立ちますけど、防げますかと言ったら、防げないですよ。

私は防げますかと聞いているんじゃないでなくて、役に立つかどうかを聞いている

んです。

堤防というのは、あふれてしまうと、切れてしまうと、もう全く役に立たないものですね。

そういうことがないようにするために、整備をするわけじゃないんですか。

すべて一つの基本高水を、洪水調節施設、中流の洪水調節と堤防によって、バランスよく洪水を治めることによって、計画というのは成り立っているわけです。ですから、堤防を取れば成り立ちもませんし、中流の、例えば田中調整池、調整池を取っても成り立ちませんし、上流のダムを取っても成り立たないわけです。どれも必要な施設でして、上下流でバランスよく整備していくことが必要であって、その一つを取って殊更言われると、私もちょっと答えようがなくなってしまうのが事実であります。

聞き方を変えましょう。千葉県は下流域にありますので、千葉県の沿岸に堤防を造った場合には、ほぼ洪水パターンに対応できますね。はいかいいえで教えてください。

計画上はできないから、ダムが必要なんです。

堤防を造ったら、洪水に対応できないんですか。何のために堤防を造るんですか。

対応できれば、ダムがいらなくなるじゃないですか。

じゃあ、その堤防が役に立つかどうかということはどうなんですか。

どちらも必要な施設です。さっきから申し上げているとおりでございます。

ダムというのは、ダムの更にその上流に雨が降った場合にしか役に立たないものですよ。違いますか。

それはそのとおりでございます。

堤防というのは、どこに雨が降ろうが役に立つものですね。違いますか。

そうですね。

被告ら代理人

では、その堤防からいきましょう。千葉県堤防の総長さはどのくらいですか。

利根川水系で180キロメートルです。

利根川水系，利根川と江戸川ですね。

はい，利根川と江戸川です。

180キロ全部堤防を上げたら，とんでもない費用になりますでしょう。

堤防を上げるというのは，治水上最も好ましくないやり方でして，堤防は嵩上げしちゃう駄目で，引かないと駄目なんです。

引堤ですね。

引堤しないと，上げれば，もし切れたときに，すごい被害が起きるんですよ。ですから，計画高水量を上げずに地域の安全を守るというのは，河川計画者として考えるべきことというのは，大学で私も教わっていますけど，そういうことをごさいますして，計画高水を上げてしまうというのは，嵩上げすればいいじゃないかというのは，一番短絡的な，最も悪い治水というふうに私は理解しています。

引堤と掘削というのがあるでしょう。

はい，引堤と掘削です。

それを180キロ全部やったら，とんでもないことになっちゃいますね。

大変ですよ。流山，松戸辺り，何万戸の家が引っ掛かるのか，ちょっと私も見当が付きません。

先ほど，原告代理人から，浸水想定図の洪水の被害にハッ場ダムは役に立つんですかという御質問がありました。降雨パターンによっていろいろあるから何とも言えないけれども，平均的に言うなら，意味があるんじゃないの。

おっしゃるとおりです。カスリーン台風はハッ場ができる上流には降

っていないんで、八ッ場ダムは効果が発揮できないから、そういう聞き方をされればおっしゃるとおりなんですけど、でも、八ッ場ダムの上流に降る雨で、1万6750トン出てくるようなパターンの雨というのは、当然過去にもそういうパターンはいっぱいあるわけですから、そのときには八ッ場ダムは大きな効果を発揮すると言えるわけですから、ですから、そういうちょっと偏った聞き方をされると、私も答えようがなくなってしまうということでございます。

平均的に言えば効果はあるわけですね。

それはもちろんそうです。

先ほど、原告代理人から次のような質問もありました。インターネットでこういうことが書いてあったと、これをイエスかノーかと聞かれましたね。私もちょっとよく分からなかったんだけど、現時点で、八斗島上流地点にカスリーン台風のようなものが来たとしたならば、八斗島基準点に2万2000トンの水が現実には流れると言ったら、正しいですか。

正しくないです。

これは正しくないの。

はい、正しくないです。

これは計画の話ですね。

はい、計画の話です。

平成17年の浸水想定図のときに、カスリーン台風と同じようなものが八ッ場ダムの上流で雨を降らせたとすると、八斗島基準点で何トンですか。1万6750なんでしょう。

そうです、既設のダムで1万6750です。

質問をきちんと分けて議論しないといけない、そういうことでございますね。

はい、そのとおりでございます。

原告ら代理人（只野）

先ほどの質問に対して、八斗島基準点で1万6750トンというものと2万2000トンというのは基礎が違うという説明をされましたね。

(うなづく)

基礎が違うというのはどういう意味か説明してください。

流域の状況が違うということです。

じゃあ、現時点で、ダムがないと仮定して、カスリーン台風のときの降雨があれば、1万6750トン来るわけですね。そうでしょう。

現況のダムを考えて。

現況のダムを考えて1万6750トン、八ッ場ダムは除いてますね。

八ッ場ダムはできていませんからね。

そうすると、計画では2万2000来るわけだから、残りの、差引きの3000トンくらい、これは上流部であふれるわけですよ。

先ほどから言ってますとおり、そこで差引きしてほしくない。流域の状況が違うんですから、単純に差引きはできないんです。

現時点でもあふれているんでしょう。

ですから、差引きはしないでください。

現時点であふれるから、1万6750になるんでしょう。

そのとおりです。

八ッ場ダムができた場合でも、現時点であふれているものが、多少氾濫が抑制されるだけで、八斗島地点では相変わらず1万6750ではありませんか。

そんなことはないと思います。

どうしてですか。

1万6750は、カスリーンですからね、はい、そのとおりかもしれませんが。

それはお認めになると。

はい、カスリーンですから。

カスリーン台風のときはきかないからね。

はい、カスリーン台風のときはきかないです。

平均値で言った場合には、八斗島で、今の結論はどうなるんですか。

31洪水は、平均すれば八斗島で毎秒600トンという効果が出るわけですから、その部分は当然減るといふふうに考えるべきでございます。

その分というのは、結局、八斗島上流の部分の、今氾濫しているものを多少抑制するだけの話にはなりませんか。

いや、そういうこととはまた違うと思います。平均で毎秒600ですから。

どう違うんですか。

八ッ場ダムは6500万トン洪水を貯留するわけですから、それは、吾妻川上流域、八ッ場ダム上流域に大雨が降った場合、いろんなパターンの雨を考えなきゃいけないんですけど、そういう中で、総合確率法で200分の1という数字を出しているわけですから、八ッ場ダムの上流で大きな雨が降った場合には、非常に大きな効果を発揮すると、そうじゃない場合には発揮しないと。

あなたはその計算をしているんですか。すなわち、平均値で考えた場合に、八斗島で流れる流量がどれくらいか、あるいは千葉のほうに流れてくるものがどれくらいかというような計算をしていますか。

それは私はしてません。国のほうから、協議の中で聞いてます。

聞いているんですか。

はい、聞いています。

どういう答えですか。

31洪水、平均600ということを知っているということです。

1万6750が来たら、必ず破堤するんですか。

それは現状では間違いないでしょうね。

現状では間違いない。

はい。

間違いないで破堤する。だって、計画洪水流量は1万6500でしょう。

計画洪水流量は、できていけば治水事業はいらんんであつて。だつたら、堤防を早く整備したほうがいいでしょう。

どちらも大事なんですよ。

あなたは河川工学者ですよ。

そのとおりです。

河川工学を学んだ者ですよ。

はい。

先ほども代理人から質問がありましたけど、堤防の整備というのは非常に重要ですね。

堤防の整備だけでは、計画高水を超えてしまいます。

破堤するか破堤しないかというのは、大きな違いがありますね。

あります。

越水したとしても、破堤しなければ大した被害じゃありませんね。先ほど、松戸で5メートルとか、そういう浸水があつたけど、あれは破堤しなかつたら、別に大した浸水にならないでしょう。

治水の堤防というのは、越水すると破堤してしまうんです。

越水しなかつたら、大した被害じゃないでしょうと聞いているの。

越水しなければ、被害は大したことありません。

(以上 鈴木 留美)

千葉地方裁判所民事第3部

裁判所速記官

佐々木幸子

裁判所速記官

高橋 まり 子 

裁判所速記官

鈴木 留 美 